

◆ ◆大学院生学会発表助成費交付要領◆ ◆

(目 的)

大学院生の学会発表に助成を行うことにより、学術研究を奨励することを目的とする。

[大学院生学会発表助成費]

- 1 本学大学院生が県外の学会等（各種シンポジウム・オンライン学会を含む）に参加し、学術研究成果を発表した場合に参加費を助成する。ただし、上限を10,000円とし、在学期間中を通じて10,000円を超えないものとする。
- 2 助成費の交付を受けようとする者は、大学院生学会発表助成申請書（様式第5号）に学会等予定表及び発表プログラム（写）、参加費等の領収書（写）を添えて、後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。
- 3 助成費は、学会終了後に後援会予算の範囲内で当該年度内に交付する。
- 4 大学院生学会発表助成費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月6日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。

この要領は、令和2年4月6日から施行する。

この要領は、令和5年4月5日から施行する。